

大阪市水道事業管理規程第9号

大阪市水道局水道DXの推進体制に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局水道DXの推進体制に関する規程（令和7年大阪市水道事業管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(最高デジタル責任者等) 第2条 [略] 2 CDOは、大阪市水道局長をもって充て、副CDOは、大阪市水道局事務分掌規程(昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号。以下「事務分掌規程」という。)第2条第2項に規定する局所管業務に係る重要事項の調査、企画及び総合調整に関する事務を所管する理事並びに局所管業務に係る技術的事項の統括に関する事務を所管する理事をもって充てる。 [3 略]	(最高デジタル責任者等) 第2条 [同左] 2 CDOは、大阪市水道局長をもって充て、副CDOは、大阪市水道局事務分掌規程(昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号。以下「事務分掌規程」という。)第2条第2項に規定する局所管業務に係る技術的事項の統括に関する事務を所管する理事をもって充てる。 [3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。